

連携中枢都市圏について

企画推進部政策企画課

1 連携中枢都市圏構想とは P1～3

- ◇ 連携中枢都市圏の形成、取組の推進
- ◇ 総務省の財政措置の概要

2 鳥取・因幡定住自立圏 P4～6

- ◇ 中心市宣言、協定締結について
- ◇ 連携事業の取組について

3 新たな広域連携 麒麟のまち圏域 P7～11

- ◇ 麒麟のまち圏域の連携事業
- ◇ 連携中枢都市圏形成まで

連携中枢都市圏構想とは

【趣旨・目的】

連携中枢都市となる圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、**人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**すること。

【連携中枢都市の要件】

指定都市または**中核市**で、昼夜間人口比率が1以上、かつ三大都市圏の区域外に所在すること。

鳥取市を含めて、全国で61市が該当。

【連携中枢都市圏について】

連携中枢都市となる圏域の中心都市と近隣の市町村が、**連携協約**（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより形成される圏域をいい、県境を越えて相互に連携することなどが可能となる。16団体が圏域を形成。

【国からの財政措置】

連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、**国から必要な財政措置**が講じられる。

連携中枢都市圏について

(参照：総務省HP)

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

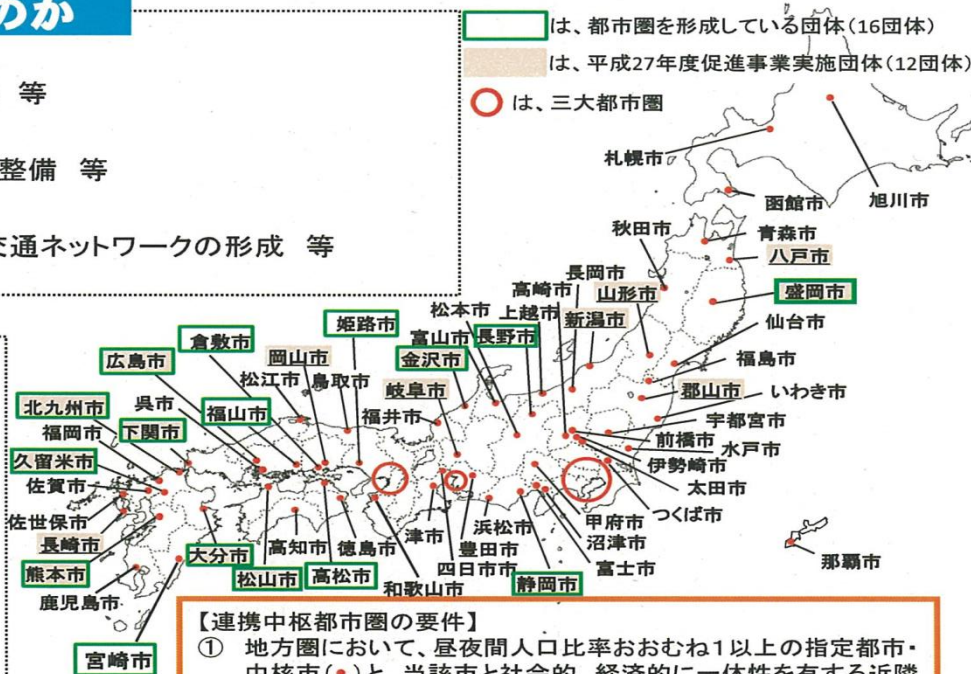
- **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入**
(平成26年11月1日施行)
- 平成26年度・平成27年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援(21事業)
- **平成28年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進**
- 平成27年度から **地方交付税措置を講じて全国展開を図る**

連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定



【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

連携中枢都市圏について

(参照：総務省HP)

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円)

② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

3. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

4. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の算定に当たって近傍の市役所等にかえて連携中枢都市までの距離を算定可能

鳥取・因幡定住自立圏について

【鳥取県東部1市4町での協定】

○中心市宣言

平成21年6月 5日 鳥取県東部1市4町での連携を行うことを宣言

○協定締結

平成22年3月29日 鳥取県東部1市4町で締結

【新温泉町との協定】

○中心市宣言

平成23年9月 2日 兵庫県新温泉町も加わった1市5町での
連携を行うことを宣言

○協定締結

平成24年3月30日 兵庫県新温泉町と締結

鳥取・因幡定住自立圏について



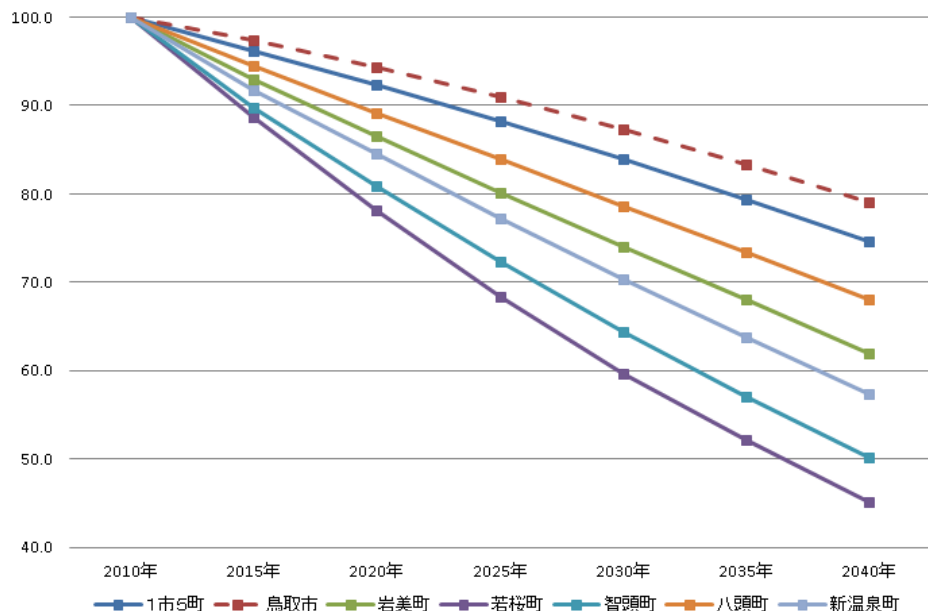
中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率
鳥取市	197,449	1.037

近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)
岩美町	12,362	若桜町	3,873
智頭町	7,718	八頭町	18,427
新温泉町	16,004	圏域合計	255,833

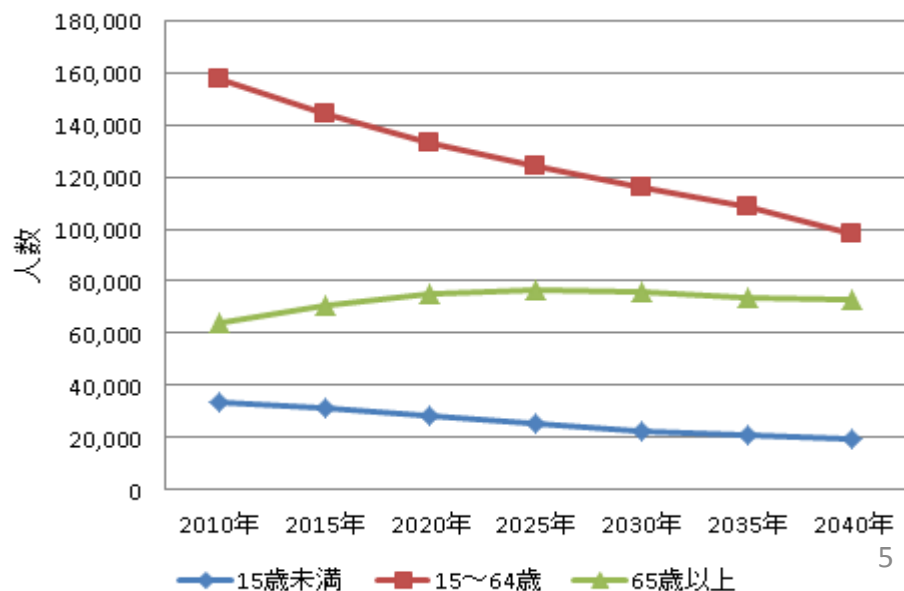
県境型・圏域重複型(豊岡市圏域)

※平成22年国勢調査

平成22(2010)年の総人口を100としたときの総人口の指数
 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月27日公表資料より作成)



鳥取・因幡定住自立圏年齢3区分別人口推移



鳥取・因幡定住自立圏について

生活機能の強化

○医療・福祉

- ・自治体病院間の医師の相互派遣
- ・各自治体病院における看護職員実習指導者の養成
- ・鳥取市夜間・休日急患診療所の運営



○教育

- ・圏域内博物館施設を学校教育に利用

○産業振興

- ・鳥取・因幡観光ネットワーク協議会等に参画し、圏域の観光振興を推進
- ・山陰海岸ジオパーク推進事業
- ・鳥取・因幡Gバス企画・運行の支援

○鳥獣害対策の推進

- ・因幡のジビエ推進協議会の支援

○林業・水産業の振興

○環境

- ・圏域における生ごみの減量化

○地域活性化

- ・高等教育機関等と連携した地域活動の推進



結びつきやネットワークの強化

○地域公共交通

- ・広域的なバス路線の支援等、利便性の高い地域公共交通の構築
- ・若桜鉄道の存続及び活性化
- ・鳥取砂丘コナン空港の利便性向上や利用促進

○ICTインフラ整備及び利活用

- ・公衆無線LAN(Wi-Fi)アクセスポイントの整備

○地産地消

- ・特産品生産促進支援、農産物販路拡大支援による新たな販路維持・強化・拡大

○交流・移住・定住

- ・武蔵野市の家族受け入れ事業への参画などグリーンツーリズムの連携・推進
- ・圏域内外における出会いの場の創出

○安心・安全のネットワーク強化

- ・圏域内の災害支援・連携



圏域マネジメント能力の強化

○中山間地域振興に係る民間人材の育成

- ・地域おこし協力隊導入・ネットワーク化による地域活性化

○圏域内合同職員研修の実施

- ・研修による職員のスキルアップ、資質の向上

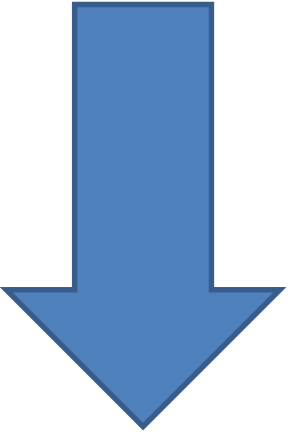
○圏域内市町の職員交流

- ・コリドー21因但県境自治体会議等により県境に接する各市町の発展と県境地域の振興を図る



新たな広域連携

鳥取・因幡定住自立圏は、平成22年度から取組を始め、平成28年度で7年を迎えたが、更なる圏域の連携を強化し、圏域全体の活性化を図ることが必要。



○鳥取・因幡定住自立圏構成市町の合意の上、香美町も加わり連携中枢都市圏の形成に向けた勉強会を立ち上げた。

○H28年度は、国の委託事業を活用し、圏域の人口動態や産業構造の分析、アンケート調査等を実施し、具体的な連携事業を検討する。

●鳥取県東部・兵庫県北但西部の1市6町（麒麟のまち圏域）によって、本市が中核市へ移行する平成30年4月の連携中枢都市圏の形成を目指す。

麒麟のまち圏域の連携事業

事業の目的

○鳥取因幡・兵庫北但西部圏域は、古くから歴史や文化、生活圏を共有しており、また、山陰海岸ジオパークと中国山地に囲まれ、豊かな自然と山海の幸に恵まれた人にやさしい地域である。

○こうした圏域の特性を最大限に活かし、地方創生に資するため、鳥取因幡・兵庫北但西部の市町が一体となり、「移住定住の促進と受け入れ体制の整備」、「観光情報の発信と観光素材の磨き上げ」等に取り組むことで、圏域全体の活性化と人口減少対策を図る。



事業の概要

- 広域観光グランドデザインの調査・策定
- 海幸山幸観光ルートの創出
- 観光ガイドアプリ開発・設置
- Wi-Fiエリアの拡張
- プロジェクションマッピング作成・上映
- 海外プロモーション活動
- 圏域自治体観光素材磨き上げ
- 首都圏・関西圏移住定住相談会の実施
- 関西情報発信拠点の拡充

重要業績評価指標（KPI）

- 圏域への観光入込客数：
7,200千人／年（平成31年）
【平成26年観光入込客数 6,025千人】
- 圏域への移住定住者数：
平成27～31年度累計2,800人
【平成26年度移住定住者数：501人】

麒麟のまち圏域の連携事業

麒麟獅子舞「日本遺産へ」

鳥取など1市6町来春認定目標

県東部と兵庫県北部の1市6町が、地域に伝わる「麒麟獅子舞」の日本遺産認定を目指している。江戸時代初期から伝わる伝統芸能の各自治体での伝承状況を調査するとともに、認定に必要な「ストーリー」を検討し、2017年4月の認定を目指す。(古賀愛子)

麒麟獅子舞は、一角の頭を持つ「麒麟獅子」と全身が赤い「狸々」が、太鼓や鉦、笛などのほやしに合わせて踊る民俗芸能。江戸初期、鳥取藩主・池田光仲の時代に始まったとされ、県東部や兵庫県北部、明治時代には、鳥取から移民が入植した北海道釧路市や利尻町にも伝わったとされる。鳥取県教委文化財課によると、現在県東部で、麒麟獅子舞を奉納する地区は129。鳥取市国府町の宇倍神社で毎年4月の例大祭で踊られる獅子舞には例年、数多く



鳥取、兵庫両県の1市6町が日本遺産認定を目指す「麒麟獅子舞」(鳥取市提供)

の客が訪れ、同市立川町では近年、20年以上途絶えていた「こども獅子舞」が復活した。兵庫県では香美、新温泉両町の計9地区で奉納されているという。

1市6町は両町と鳥取市、岩美、八頭、若桜、智頭の4町。自治体の枠を超えて、地域活性化を話し合う「麒麟のまち創生戦略会議」をつくっており、7月25日の会合で鳥取市の提案で認定を目指すことが決まった。

日本遺産は、鳥取県内では「三徳山と三朝温泉」「大山牛馬市」の2か所で、認定には建造物や遺跡、景観、祭りなど有形、無形の文化財に加え、それらの魅力を余す所なく伝える「ストーリー」が必要だ。各自治体での伝承状況に

ついて、聞き取りと現地での調査を進める。文化財や観光などに携わる各自治体の担当者による調査検討会を開き、文化庁の指導、助言を受けて「ストーリー」を練りながら来年2月に申請できるように準備を進める。

同市企画推進部の田中洋介部長は、「自分たちが住んでいる場所に伝わる文化を知り、価値を再認識してもらう機会になればうれしい。貴重な観光資源としてアピールすることにも、1市6町の連携のシンボルにもしたい」と話している。

伝承状況調査 最適「ストーリー」練る

2016. 8/15 読売新聞記事抜粋



麒麟のまち圏域の連携事業



鳥取因幡・兵庫北但西部圏域 新たな広域連携モデル構築事業概要

圏域市町村	圏域人口	主要産業
鳥取市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町、香美町、 新温泉町	275,529人 (うち鳥取市 197,449人)	商業・工業関連産業 観光関連産業
	圏域面積 2,128km ²	



圏域の特長	<ul style="list-style-type: none"> ○連携中枢都市圏の形成を目指す圏域人口が極めて少なく、人口減少率が顕著。 ○移住定住促進、観光振興、医療・福祉等の各施策分野で連携の実績が豊富。
--------------	---

提案概要	事業見積額(千円)
(1)「鳥取因幡・兵庫北但西部圏域」の人口動態・産業構造等の分析 (2)関係自治体による先進地視察 (3)圏域ビジョン(案)の作成 に取り組むことにより、これまでより広域となった圏域の形成・連携によって、圏域への定住をさらに促進することができ、人口の増加による圏域全体の活性化、持続的発展を図ることができる。	9,394

主な取組

圏域全体の経済成長のけん引

現在の定住自立圏構成市町に、さらに兵庫県内の1町を加え連携中枢都市圏を形成するため、新たな圏域における、経済成長のけん引に資する分野、住民等のニーズ、事業者や高等教育機関のシーズを把握する。

主な事業として、

- ①企業誘致の推進による**雇用の創造**
 - ②ランドデザイン策定及びDMO設立による**広域観光の推進**
 - ③首都圏・関西圏での移住定住相談会の開催、情報共有及び移住希望者の受入体制整備等による**移住定住の促進**
 - ④**関西圏における情報発信拠点の整備**
- これらに取り組むことにより、経済成長を強力にけん引する。

高次な都市機能の集積

新たな圏域における、救急医療体制の充実、医療に係る人材の育成・確保等の医療連携など、より効率的な高次の都市機能の集積に関する取組を行う。

新たな保健所設置による圏域保健医療・環境衛生行政の拠点整備を行う。

生活関連機能サービスの向上

特に、鳥取砂丘コナン空港の利用促進、高速道の整備、山陰新幹線の整備推進・若桜鉄道の活性化による**交通インフラ整備**、その他、ICTインフラ整備、福祉、環境、農業など、生活関連機能サービスの向上に関する取組を行う。

連携中枢都市圏の形成まで



現在、実施している新たな広域連携促進事業の結果を踏まえ、

- ⇒ 関係自治体との合意形成
- ⇒ 連携中枢都市宣言
- ⇒ 連携協約に関する議決

【中核市移行後】

- ⇒ 連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定
- ⇒ ビジョンに基づく連携事業の展開